

# 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ に関する特定家畜伝染病防疫指針の変更について (案)

令和 2 年 6 月 16 日

家きん疾病小委員会委員長

## 1 家きん疾病小委員会における審議概要

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について、令和 2 年 5 月 12 日に開催された第 70 回家きん疾病小委員会において審議した。

審議内容については、今般改正された家畜伝染病予防法において新たに追加された以下の規定の具体的な運用方法として整理された項目を中心に確認した。

- ① 関連事業者の責務を明化
  - ② 都道府県知事の家畜の所有者に対する飼養衛生管理基準の遵守についての緊急的な勧告・命令
  - ③ 野生動物で悪性伝染疾病の感染が確認された場合における、発見された場所等の消毒、通行制限、周辺農場等に対する移動制限
- 委員からは、発生の予防及び発生時に備えた事前準備についての意見があった。

## 2 指針案の修正

委員からの意見を踏まえ、事務局は指針案を修正し、これらの案が小委に示され、部会に報告することが了承された。

さらに、指針を変更するときには、家畜伝染病予防法に基づき、都道府県の意見を聴くことされている。本日配付されている案（資料 2 - 14）については、都道府県から提出のあった意見（資料 2 - 3）も踏まえて、より実践的なものとなっている。

以上を踏まえ、本小委員会としては、本案は、平時及び発生に備えた体制の構築・強化における行政機関、関連団体及び関連事業者の取組、家畜及び野生動物における発生時の防疫体制の強化が図られる変更内容となっており、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予防・まん延防止が確保できるものと考ええる。

以上